○関東地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月五日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市磯子区杉田五丁目五六七番二二から同市磯子区杉田五丁目五四八番四まで	前	二六・七一～三三・二五メートル	〇・〇七〇キロメートル
	後	二八・九九～四八・六二メートル	〇・〇七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月五日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	横浜市磯子区杉田五丁目五七一番二から同市磯子区杉田五丁目五〇五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月五日

○中部地方整備局告示第三十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年三月五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　登録番号

中部地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ぎふ建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	〃
変更後	柘植　則夫

(2)　変更年月日

平成二十六年三月一日

○近畿地方整備局告示第三十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年三月五日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人滋賀県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	簗瀬　優子
変更後	上別府優子

(2)　変更年月日

平成二十六年一月十五日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	中辻　源壽
変更後	〃

(2)　変更年月日

平成二十六年一月二十七日

○九州地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月五日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　荒尾都市計画道路事業三・二・一号荒尾海岸線及び三・四・四号市屋深瀬線

三　事業施行期間　自平成九年三月四日至平成二十八年九月三十日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月五日　北海道開発局長　澤田　和宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道茅部郡鹿部町字本別三三五番三六から同町字本別五三一番二三二まで	前	一一・〇〇～一二・六一メートル	〇・五八三キロメートル
	後	一七・六七～二六・六四メートル	〇・五八三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部